

平成23年(ヨ)第29号 教育活動差止等仮処分申立事件

決 定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は、債権者らの負担とする。

事実及び理由

第1 申立ての趣旨

- 1 債務者は、債権者らに対し、別紙環境放射線モニタリング一覧表で測定高さが50センチメートルまたは1メートルのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト／時以上の地点の学校施設において、債権者らに対する教育活動を実施してはならない。
- 2 債務者は、債権者らに対し、別紙環境放射線モニタリング一覧表で測定高さが50センチメートルまたは1メートルのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト／時以上の地点以外の学校施設において、債権者らに対する教育活動を実施しなければならない。
- 3 申立費用は債務者の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、福島県郡山市に居住し、別紙学校目録記載の郡山市立の各小中学校に通う債権者らが、人格権及び安全配慮義務の履行請求権に基づき、同市内の小中学校を所管する郡山市教育委員会を設置する債務者に対し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第1原発」という。）において発生した大量の放射性物質の流失を伴う原子力事故により、債権者らが通う各小中学校における放射線量の積算値が1年間の最大許容限度である1ミリシーベルトを超える、債権者らの生命・身体・健康に重大な影響を与える危険な状況になっていると主張して、こ

のような危険地域における教育活動の差止め及び危険地域外において教育活動を実施することを求めた事案である。

第3 判断理由の要約

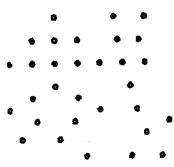
放射線による影響を受けやすい児童生徒を集団で避難させることは、政策的見地からみれば、選択肢の一つとなり得るものである。しかし、債務者には、郡山市に居住する他の児童生徒が存在する限り、教育活動を実施する義務があり、教育活動の性質上、債権者らに対する教育活動のみを他の児童生徒に対する教育活動と区別して差し止めることは困難である。債権者らの申立ての趣旨は、事実上、債権者らが通学する小中学校の他の児童生徒に対する教育活動をも含め当該小中学校における教育活動の実施をすべて差し止めること等を求めるものと認められるから、その被保全権利の要件は厳格に解する必要がある。しかるに、債務者による除染活動が進められていることや放射線モニタリングの結果などを考慮すると、現時点において、警戒区域でも計画的避難区域でもない郡山市に居住し債権者らと同じ小中学校に通学する他の児童生徒の意向を問うことなく、一律に当該小中学校における教育活動の実施の差止めをしなければならないほど債権者らの生命身体に対する具体的に切迫した危険性があるとは認められない。また、債権者らに対する損害を避けるためには、債権者らが求めている差止め等が唯一の手段ではなく、区域外通学等の代替手段もある。したがって、本件申立てについては、被保全権利が認められない。

第4 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実、掲記の疎明資料（枝番があるものはこれを含む。以下同じ。）及び審尋の全趣旨によれば、次の事実が一応認められる。

(1) 原発事故

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、福島第1原発は全電源を喪失し、大量の放射性物質が流出する事故（以下「福島原発事故」という。）が発生した（争いがない。）。



(2) 放射線被ばくが人体に与える影響

ア 放射線被ばくには、地上に沈着した放射性物質から照射される透過性の強いガンマ線が人体内を突き抜けることが主要因となる外部被ばくと呼吸や飲食物の摂取により体内に取り込まれた放射性物質から放射されるアルファ線とベータ線が主要因となる内部被ばくがある。

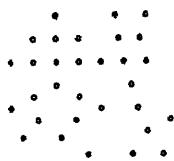
放射線被ばくによる障害には、一時的に強線量を被ばくしたときに直ちに現れる急性障害と、長期間にわたり低線量を被ばくした時に現れる晩発性障害がある。急性障害の症状は、被ばく線量や被ばく部位によって異なるものの、1シーベルト程度で恶心、嘔吐、下痢の症状が、4シーベルトで半数の人が死亡し、7シーベルト程度で100パーセントの人が約1か月で死亡すると考えられている。

晩発性障害の症状例としては、白血病や癌等があり、一定の割合で起こりうると考えられている。100ないし200ミリシーベルト以上を浴びた原爆被爆者集団については、線量と癌発生率との間には一定の関係があることが知られているが、それより低い線量を被ばくした場合の線量と癌発生率との関係については明らかでない（甲19の39頁）。

イ 大量の被ばくをした場合、分子切断そのものによる生命機能の破壊という障害がある。内部被ばくで低線量被ばくの場合は、人間の細胞に分子切断をもたらし、生物的修復作用の結果、再結合の際に遺伝子の変成がおこり、変成された遺伝子が子孫に伝わる遺伝的障害がある。

ウ 放射線防護学の立場からは、100ミリシーベルト未満の低い被ばく領域における癌や白血病の発生率の実証的なデータはなくても、影響がないと考えるのではなく、低い被ばく領域でも低いなりの確率的影響が起こり得るとの考え方方が採られており、被ばくは少ないに越したことではないというのが放射線防護学の原則とされている（甲19）。

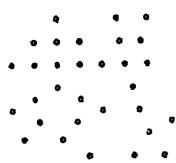
(3) 被ばく限度の基準について



ア 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第20条は、「放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関する法律（昭和33年法律第162号）第3条は、「放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもつて、その基本方針としなければならない。」と規定している。そして、同法第4条により、文部科学省に放射線審議会が設けられ、同法第6条により、関係行政機関の長は、放射線障害の防止に関する技術的基準を定めようとするときは、放射線審議会に諮問しなければならないとされている。

イ 放射線審議会は、平成23年1月28日、国際放射線防護委員会（ICRP）が2007年勧告において一般公衆の被ばく限度を年間1ミリシーベルトとしたことを踏まえ、同審議会の基本部会の「国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告（Pub. 103）の国内制度等への取り入れについて（第2次中間報告）」を承認した。

ウ 現行国内法制上も、公衆の被ばく限度を年間1ミリシーベルトとする考え方方が採用されている。例えば、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第19条第2項、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第19条第5項、放射線を放出する同位元素の数量等（平成12年科学技術庁告示第5号）第14条第4項によれば、事業者は放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合においては、放射性障害の防止のために必要な措置を講じなければならないとされ、廃棄する場合の事業所等の境界の外における線量限度は年間1ミリ



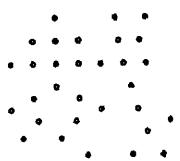
シーベルトと定められている。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第35条、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第1条第2項第6号、第8条、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成13年経済産業省告示第187号）第3条第1項第1号によれば、周辺監視区域（管理区域の周辺の区域）の外側のいかなる場所においてもその場所における実効線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにすべきこととされている。

エ 公衆被ばくの限度の基準を年間1ミリシーベルトとする考え方は、ICRPの上記勧告と一致するものである。しかし、ICRPの勧告については、内部被ばくの危険性が考慮されていない等の批判がある（甲49、甲72、甲77）。欧洲放射線リスク委員会（ECRR）の2010年勧告は、年間0.1ミリシーベルトをもって公衆の被ばくの年間最大許容量とすべきであるとしている（甲18の1から3まで）。

(4) 福島原発事故後の国の対応

ア 国は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項、第3項に基づき、平成23年3月12日に福島第1原発から半径20キロメートル圏内に避難指示を、同年3月15日には半径20～30キロメートル圏内に屋内退避指示を出した。

その後、国は、同年4月22日、半径20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、立入りを禁止するとともに半径20～30キロメートル圏内の屋内待避指示を解除し、新たに、警戒区域外において、対象地域を市町村名等で特定して計画的避難区域（原則として概ね1か月程度の間に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこととされる区域）及び緊急時避難準備区域（常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うとともに、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦等は当該区



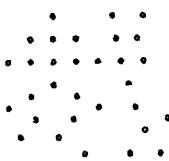
域内に立ち入らないようにすることとされる区域) を設定した。

債権者らが通う学校がある福島県郡山市は福島第1原発から約60キロメートル離れており、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域のいずれにも該当しない。

なお、上記各区域のうち、緊急時避難準備区域については、原子力施設の安全確保状況、放射線量のモニタリングの結果等を踏まえ、平成23年9月30日に設定が解除されている。

イ 文部科学省は、平成23年4月19日、福島県教育委員会等に対し、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」と題する通知(甲8。以下「4月19日付け文科省通知」という。)を発した(4月19日付け文科省通知の対象となる期間は、平成23年4月からおおむね8月下旬の夏季休業終了までの期間とされている。)。

ア) 4月19日付け文科省通知は、現在避難区域と設定されている区域、これから計画的避難区域や緊急時避難準備区域に設定される区域を除く地域の環境において、「非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、年間1~20ミリシーベルトの範囲で考えることも可能」とのICRPの助言を考慮し、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であるとした上で、学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安として、年間1~20ミリシーベルトを採用した。そして、児童生徒等の受ける線量を考慮するに当たり、16時間の屋内(木造)、8時間の屋外活動の生活パターンを想定し、年間20ミリシーベルトに到達する空間線量率は、屋外3.8マイクロシーベルト/時、屋内1.52マイクロシーベルト/時とし、仮に、校庭・園庭において3.8マイクロシーベルト/時以上を示した場合でも、校舎・園舎内での活動を中心とする生活を確保することなどにより、児童生徒等の受ける線量が年間20ミリシーベルトを超えることはないとの



考え方を示した。

(イ) 4月19日付け文科省通知は、福島県における学校を対象とした環境放射線モニタリングの結果を踏まえ、次のとおり区分して対応を定めた。

- ① 校庭・園庭で3.8マイクロシーベルト／時（小学校については50センチメートル高さ、中学校については1m高さの数値、以下同じ。）以上の空間線量率が測定された学校については、屋外活動後に手や顔を洗い、土や砂を口に入れないと注意する等の生活上の留意事項に配慮するとともに、当面、校庭・園庭での活動を1日当たり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。なお、これらの学校については、同年4月14日に実施した再調査と同じ条件で国により再度の調査をおおむね1週間毎に行い、空間線量率が3.8マイクロシーベルト／時を下回り、また、翌日以降、再度調査して3.8マイクロシーベルト／時を下回る値が測定された場合には、空間線量率の十分な低下が確認されたものとして、②と同様に扱うこととする。さらに、校庭・園庭の空間線量率の低下の傾向が見られない学校については、国により校庭・園庭の土壤について調査を実施することも検討する。
- ② 文部科学省による再調査により校庭・園庭で3.8マイクロシーベルト／時未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えない。
- ③ ①及び②の学校については、児童生徒等の受けける線量が継続的に低く抑えられているかを確認するため、今後、国において福島県と連携し、継続的なモニタリングを実施する。

ウ 原子力災害対策特別措置法に基づき設置された原子力災害対策本部は、平成23年5月17日付けで「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を決定した。同取組方針においては、福島県内の教育施設における

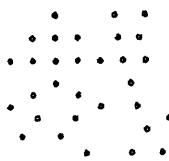
土壌等の取扱いについて、早急に対応していくこととされた。

エ 文部科学省は、平成23年5月27日、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」と題する通知（乙1。以下「5月27日付け文科省通知）という。）を発した。5月27日付け文科省通知は、4月19日付け文科省通知の考え方によつて、かつ、上記取組方針も踏まえ、学校内において児童生徒等の受ける線量を低減させ、より安心して教育を受けられる環境の構築を目指すため、次の対応をとることとしている。

- ① 福島県内の全ての学校等に対して、積算線量計を配布する。これにより、児童生徒等の受ける実際の積算線量のモニタリングを実施する。
- ② 4月19日付け文科省通知の暫定的考え方で示した年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトを目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立つて、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルト以下を目指す。なお、引き続き児童生徒等の心身の健康・発達等に関する専門家等の意見を伺いながら、更なる取組の可能性について検討する。
- ③ 取組方針を踏まえ、更なる安心確保のため、文部科学省または福島県による調査結果に基づき、校庭・園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける線量の低減策を講じる設置者に対し、学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うこととする。対象は、土壌に関する線量低減策が効果的となる校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校とし、設置者の希望に応じて財政的支援を実施する。

(5) 債務者における対応

ア 債務者教育委員会は、平成23年4月11日、保護者宛に4月中は屋外での部活動や学習活動を制限することや、登下校等外出の時にはマスクや帽子の着用とともに、うがい、手洗いの励行等を心がけるように呼びかけ



る内容の「平成23年度新学期開始にあたってのお知らせ」を作成、配布した（乙3）。

イ 4月19日付け文科省通知の後、債務者教育委員会は、平成23年4月26日、同年5月以降の教育活動については、4月19日付け文科省通知で示された目安を一つの指針としながら、できるだけ年間の許容できる放射線量を少なくできるよう、次のとおり実施するとの通知を保護者宛に作成、配布した（乙4）。

- ① 環境放射線モニタリングの結果、毎時3.8マイクロシーベルト以上の学校については、国の基準に従い、屋外活動は1時間以内となり、屋内での活動を極力実施する。校庭の表土の除去、校舎及びその周辺の除染を行う。
- ② ①の学校に該当しない場合であっても、①の学校周辺及び比較的モニタリング数値が高い学校（教育委員会指定15校）は、校庭の表土の除去と合わせ校舎及びその周辺の除染を行い、数値が下がるまで校庭での活動を自粛する。
- ③ 上記①②以外の学校においても、体育など屋外での活動（できるだけ屋内を使用。）を1時間以内、部活動を2時間以内とする。部活動等外での活動は、雨天時や風が強く砂埃などがひどい時の活動を自粛し、活動後はうがい、手洗い等を励行する。
- ④ 登下校の際にはマスクや帽子の着用、雨天時には傘をさすこと、手洗い、うがいの励行や水溜まりや砂場で遊ばないように指導する。

ウ 債務者教育委員会は、同年5月9日、指定15校の校庭表土除去作業等が完了し、その後の校庭の放射線数値が減少し、仮置きした除去表土周辺につき基準値（毎時3.8マイクロシーベルト）を下回ったことから、体育など屋外活動（できるだけ屋内使用に努める。）を、他の学校と同様、1日1時間以内、部活動を2時間以内とするほか、マスク着用の励行等を

記載した保護者宛通知を作成、配布した（乙5）。

工 債務者教育委員会は、同年5月25日、郡山市内の小中学校長宛に、放射線被ばく量低減化のため長袖長ズボンの着用を認めることや、モニタリングモデル校の調査結果から、窓を開放しても校舎内の放射線量が低いこと（乙7）から換気を認め、窓の開放前後には放射線量を測定すること等を記載した「平成23年度衣替え等の取扱いについて」と題する通知をした（乙6）。

(6) 放射線量

ア 債権者らの小中学校について、債務者は平成23年5月から6月にかけての校庭の表土除去を行った。表土除去前の同年4月の福島県災害対策本部による環境放射線モニタリングの結果と、表土除去後の県（同年6月）、債務者（同年7月及び8月）の測定結果を比較すると、次のとおりである。

1 平成23年4月5日～7日（県調査）

	学校名	測定日	測定値(地上1m)	測定値(地上1cm)	書証
1					甲4の2
2					甲4の2
3					甲4の2
4					甲4の2
5					甲4の2

※測定値は、いずれもマイクロシーベルト／時

2 平成23年6月1日～10日（県調査）

	学校名	測定日	測定値(地上1m)	測定値(地上50cm)	書証
1					乙2
2					乙2
3					乙2
4					乙2
5					乙2

注)測定日は、県のホームページによる。

※測定値は、いずれもマイクロシーベルト／時

3 平成23年7月5日～11日（債務者調査）

	学校名	測定日	測定値(地上50cm)	測定値(地上1cm)	書証
1					乙2
2					乙2
3					乙2
4					乙2
5					乙2

注)測定値は、例定期間中の最大値

※測定値は、いずれもマイクロシーベルト／時

4 平成23年8月11日～19日(債務者調査)

学校名	測定日	測定値(地上50cm)	測定値(地上1cm)	書証
1				乙13
2				乙13
3				乙13
4				乙13
5				乙13

(注)測定値は、測定期間中の最大値

※測定値は、いずれもマイクロシーベルト/時

イ 学校教職員が実施した簡易型積算線量計によるモニタリングの結果

平成23年6月以降、児童生徒が学校滞在中に受ける線量をできる限り正確に把握するため、学級担任など児童生徒等の屋内外の生活パターンに比較的近い教職員が、簡易型積算線量計を腰の位置で装着した上、児童生徒等の登校時及び下校時の1日2回、当該線量計の数値を計測・記録する方法により、学校等の活動における1時間当たりの積算線量の平均値を算出するモニタリングが行われた。その平成23年6月及び8月の測定結果は、次のとおりであった(乙10から乙12まで、乙18)。

1 平成23年6月の測定結果

学校名	1時間当たりの放射線量(マイクロシーベルト)	年間推計被ばく量(ミリシーベルト)	書証
1			乙10, 乙18
2			乙10, 乙18
3			乙10, 乙18
4			乙10, 乙18
5			乙10, 乙18

2 平成23年8月の測定結果

学校名	1時間当たりの放射線量(マイクロシーベルト)	年間推計被ばく量(ミリシーベルト)	書証
1			乙20, 乙22
2			乙20, 乙22
3			乙20, 乙22
4			乙20, 乙22
5			乙20, 乙22

注1) 1時間当たりの放射線量は、測定期間の合計線量を計測時間(分換算)で除し、60分を乗じ
小数点第二位以下を四捨五入したものである。

注2) 年間推計被ばく量は、学校滞在時間を1日8時間、年間200日として計算したものである。

(7) 福島原発事故後の郡山市内の児童生徒の動向

ア 平成23年5月の時点で郡山市内の小中学校に通う児童生徒は小学生1

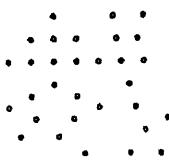
万 9 4 8 2 名、中学生 1 万 0 1 6 9 名（合計約 3 万人）であり（乙 8），同年 8 月 2 9 日時点の郡山市の動向調査によれば、震災により郡山市外に転出した児童生徒は合計 9 9 7 名、逆に震災により郡山市内に転入した児童生徒は 5 7 8 名であった（乙 2 4）。さらに、郡山市の調査結果によれば、同年 4 月 1 日以降、県内外の他の市町村に一時避難し、その後、郡山市の小中学校に戻ってきた児童生徒の累計数は同年 9 月 3 0 日現在で 6 0 名である。また、これらの児童生徒の保護者に対し聞き取りをした結果によれば、主な転入理由は、校庭の表土除去や校舎の除染活動により放射線量が下がり学習環境が改善されたこと、慣れ親しんだ友人関係や学習環境を大切にしたいこと、家族一緒に暮らすことの大切さを感じたこと、郡山の学習環境のよさを改めて感じたこと、損壊した自宅の修繕が完了したこと等である（乙 2 5）。

イ 平成 2 3 年 8 月 2 5 日の時点で、震災を理由に郡山市から市外又は県外に避難している児童生徒は 9 9 7 名おり、うち震災を理由に区域外通学をしている児童生徒で、通学先の学校を設置した市町村の教育委員会等と債務者教育委員会との間で後記する学校教育法施行令（昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号）第 9 条の協議が整っている者は 5 2 3 名である（乙 1 9）。

（8）小中学校の設置等に関する関連法令

ア 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 3 8 条は、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない旨定めており、同法第 4 0 条は、市町村が、同法第 3 8 条によることを不可能又は不適当と認めるときは、小学校の設置に代え、教育事務を他の市町村等に委託することができる旨定めている。これらの規定は、同法第 4 9 条において、中学校についても準用されている。

なお、同法第 3 8 条（同法第 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定の文言上、学校の設置場所が当該市町村の区域内であることまでは要



求されておらず、通達上は、市町村が小中学校を設置するに当たっては、その区域内に設けるのが原則であるが、やむを得ない場合は、区域外に設けることができるとされている（昭和34年4月23日委初80初中局長回答、甲48の1）。

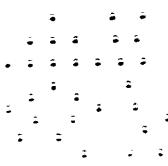
イ 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小中学校が2校以上ある場合には、就学予定者の就学すべき小中学校を指定しなければならない（学校教育法施行令第5条第2項）が、保護者の申立てにより、その指定した小中学校を変更することができる（同令第8条）。

ウ 児童生徒（学校教育法第18条の学齢児童及び学齢生徒）をその住所の存する市町村が設置する小中学校ではなく、当該市町村以外の者（他の市町村等）が設置した小中学校に就学させようとする場合は、その保護者は、就学予定の小中学校を設置した他の市町村の教育委員会等の承諾を証する書面を添え、住所の存する市町村の教育委員会に届けることとされている（学校教育法施行令第9条第1項）。そして、当該就学予定の小中学校を設置した他の市町村の教育委員会が承諾を与えようとする場合には、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議する必要がある（学校教育法施行令第9条第2項）。

エ 学校教育法第1条に規定する学校の設置者は、児童生徒等（学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生）の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める責務がある（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

2 被保全権利について

(1) 一般に、個人の生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵

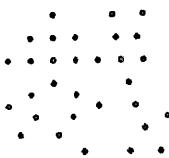


害されようとしている具体的危険がある場合には、その侵害または侵害の危険の原因について責任のある者に対して、その侵害を排除し、又は将来の侵害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差止めを求めることができるものと解される。

(2) この点について、債務者は、債権者らには居住移転の自由及び転校の自由がって、債務者が債権者らに対して、郡山市内における教育を強いているものではないから、債務者は債権者らの人格権を侵害している主体ではなく、債権者らは債務者に対し、侵害行為の差止めを求ることはできないと主張している。

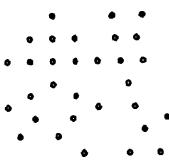
確かに、債権者らが債務者の教育施設において教育を受けることになったのは、債権者らが住所地を郡山市に構えたからであり、債務者が債権者らに対し郡山市内における教育活動を受けることを強制しているという関係はない。しかし、郡山市は警戒区域や計画的避難区域に指定されているわけではないから、債権者らに居住移転の自由があるということは、債権者らには郡山市に居住する自由もあるということである。債権者らが、その自由行使して郡山市に居住して教育を受ける場合、債務者は、その設置する小中学校の児童生徒の安全を確保する責務があり（学校保健安全法第26条）、私法上も、個々の在学生に対する関係で安全配慮義務を負っている。したがって、仮に、郡山市内の教育施設において現に危険が生じている場合には、その危険が債務者の行為に由来するものでなくとも、債権者らは債務者に対し、一定の要件のもとで、危険を除去し、又は安全を確保する形で教育を提供することを要求することができるはずであるから、この点についての債務者の主張は採用することができない。

(3) ところで、本件において、債権者らが求めているのは、債権者らのみに対する、放射線量が一定の基準を超える地域における債務者の教育活動の実施の差止めと、当該地域以外の地域における債務者の教育活動の実施である。しかし、



上記のとおり、債務者は、その区域内にある児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置し、区域内にある全ての児童生徒に対して等しく教育を実施する義務を負っている。したがって、債務者としては、郡山市に居住し、郡山市内の小中学校で教育を受けることを希望する児童生徒がいる限りは、これら児童生徒の住所の存する区域内の小中学校において教育活動を実施しなければならないはずである。この場合において、債務者が実施する教育活動は、通常、債権者らを含む区域内の児童生徒すべてを対象とし、その設置する小中学校において集団的に実施されるから、その性質上、債権者らに対して実施される部分とそうでない部分を区別して、債権者らに対して実施される部分のみ差し止めることは、特別な事情がない限り、困難である。したがって、仮に、債権者らの申立てが、その平成23年8月5日付け申立の趣旨訂正申立書による訂正後の申立の趣旨の文言どおり、債務者の提供する教育活動のうち、「債権者らに対する教育活動」だけを取り上げて差止めを求める趣旨であれば、債権者らが差止めを求める教育活動の内容を具体的に特定した上で、各債権者らの個別的事情に応じた被保全権利及び保全の必要性を疎明する必要があるが、本件において、このような特定及び疎明はない。

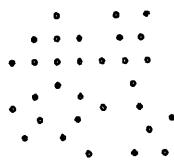
(4) むしろ、審尋の全趣旨によれば、債権者らの申立ての趣旨は、債権者らに対する教育活動の差止め等を実現することにより、債権者らに対する教育活動と不可分な関係にある同じ地域の他の児童生徒らに対する教育活動も事実上差し止める結果となることを意図したものと認めることができる（債権者らが主張や疎明資料において「集団疎開を求める。」と記載するのは、このことを意識したものと思われる。）。しかるに、郡山市内の小中学校に通う児童生徒は平成23年5月の時点で合計約3万人おり、いったん市外に転出したが、郡山市内で教育を受けることを希望して市内に戻った児童生徒もいることは上記認定事実のとおりであって、これらの者全員が、債権者らが求めるような集団疎開を望んでいるとは限らない。債権者らの本件申立ては、実質的には、自己に対



する権利侵害又はそのおそれを理由に、自己とは関係のない他の多数の児童生徒に対する関係でも、その意思とは無関係に、これらの者が現に享受している債務者の教育活動の実施についても差止め等を求めるものである。そうだとすると、これを認めるための要件は厳格に解する必要があり、債権者ら各人にその生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫しており、かつ、当該侵害により回復しがたい重大な損害の生じることが明らかな場合であって、しかも、その損害を避ける手段として、債権者ら及び債務者その他利害関係を有する者が受ける負担や不利益を比較考量した上、他に適切な代替手段がないことを要するものと解するのが相当である（なお、債権者らは、少なくとも希望する児童生徒全員については避難させることを切望するとも主張している（債権者らの平成23年9月9日付け最終準備書面10頁）。しかし、その主張が、避難を希望しない児童生徒は、引き続き債権者らが避難した後の学校施設で教育を受けることができるということを前提とするのであれば、結局、債務者としては、当該学校施設において教育活動を実施しなければならないことになるから、上記(3)で述べた理由により、当該学校施設における教育活動の差止めは困難である。したがって、債権者らの申立ては、他の児童生徒の希望如何にかかわらず、強制的に債権者らが主張する地域における教育活動の実施の差止めを求めるものと解してのみ意味がある。）。

(5) 以上を前提に、債権者らに具体的な被保全権利が認められるか否かについて検討するに、現行国内法は、ICRPの2007年勧告と同様、公衆の被ばく限度として、年間1ミリシーベルトを採用しており、債権者らも、これを前提に放射線の空中線量が年間1ミリシーベルトを確実に超えると推計されるような地域（0.2マイクロシーベルト／時）における教育活動の実施の差止め等を求めている。

(6) しかし、もともと、100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合の癌などの晩発性障害の発生確率に対する影響については、実証的に確認されてい

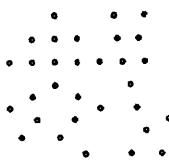


ない。したがって、被ばく量が 100 ミリシーベルト未満の被ばく領域における被ばく限度の基準は、被ばく量の低い領域でも低いなりの確率的影響が起こり得ると仮定した上で、設定されていることになる。この場合、因果関係は科学的見地からは不明ではあっても、不明であるからこそ、政策的見地から、できるだけ安全面を考慮した基準が設定されるのであり、放射線防護学においても、自然界に存在する放射線量を超えた被ばくは少ないに越したことではないとする考え方方が採られるのである。ICRP の年間 1 ミリシーベルトの基準も、その意味では絶対的なものではない。したがって、一方では、4月 19 日付け文科省通知のとおり、非常事態が収束した後における暫定的な目安として、年間 1 ~ 20 ミリシーベルトと緩和する考え方方が示されることがあるが、他方では、ICRP の年間 1 ミリシーベルトの基準は内部被ばくの問題を考慮しておらず、安全性の見地からは不十分であるとの批判もあり、欧州放射線リスク委員会 (ECRR) の 2010 年勧告は、年間 0.1 ミリシーベルトを公衆被ばく限度の基準としていることは上記認定事実のとおりである。

(7) したがって、債権者らの主張するとおり、空間放射線量が年間 1 ミリシーベルトを超えると見込まれる地域についてはもちろん、それより低い地域においても、通常より高い放射線量による被ばくのおそれがある限り、放射線による影響を受けやすい児童生徒を集団で避難させることは、これらの児童生徒の安全確保のための政策上の選択肢の一つとなり得るものである。

(8) しかしながら、そのことと、債権者らが債務者に対し、本件申立てにおいて主張するような差止め等を求める一義的な法的権利があるかどうかは別の問題である。後者の問題については、上記(4)で述べた要件に沿って、被保全権利の有無を検討する必要があると解されるところ、次に述べるとおり、本件においては、要件を満たしていることについて十分な疎明があるとはいえない。

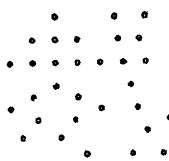
ア まず、債権者らが主張する被ばくによる生命身体に対する侵害による被害の危険性は、長期にわたる低線量の被ばくの結果、確率的に生命身体に対する



る侵害が発生する可能性があるというものである。確かに、その生命身体に対する侵害自体は、回復しがたい重大な損害ということができるが、その侵害による被害の危険性は、将来の被ばく量及び被ばく期間に左右される不確定な事実である。

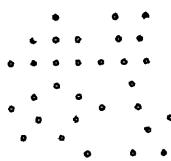
イ そして、上記認定事実によれば、債権者らの通う小中学校近辺における放射線量は、債務者による表土除去工事等の除染活動後には、線量が低下していることが認められる。また、児童生徒は放射線量が測定された特定の地点に24時間静止しているわけではなく、地点を移動し、様々な屋内及び屋外活動を行うから、学校教育施設における被ばくの実態により近いのは、上記学校教職員が実施した簡易型積算線量計によるモニタリングの結果であると考えられるところ、このモニタリングの結果によれば、平成23年6月及び8月のいずれの計測結果においても、債権者らが通う小中学校における計測結果は、0.2マイクロシーベルト／時未満となっている。

ウ 債権者らは、債務者が実施したモニタリングは教職員が測定したものであり、児童生徒が校庭で過ごすときにも教職員は校舎内で過ごすことが実態であるから、その測定値は信用することができないと主張する。しかし、債務者は平成23年5月以降、郡山市内の小中学校における体育等屋外での活動を1時間以内、部活動を2時間以内に制限し、体育はできるだけ屋内を使用し、部活動は雨天時、強風時等には実施しない等屋外活動を制限しているから、このような制限下においては、債権者らの被ばく量が上記モニタリング結果と大幅に異なるとは考えがたい。また、テレビ番組（甲65）の測定結果は、二本松市において条件の異なる環境下で測定されたものであるから、比較する前提を欠くといわなければならない。さらに、債権者の父兄が測定した結果（甲63）は、計測地点、測定方法等及び集計方法が異なる以上、上記教職員による測定値と値が異なるのは避けられないし、児童生徒が特定の計測地点に24時間静止しているわけではないことを考えると、上記モニ



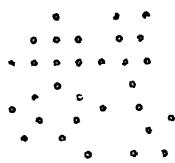
タリングの結果の信頼性を左右するに足りるものではない。

エ したがって、今後、除染作業の進捗により、さらに放射線量が減少することも見込まれることや、上記のモニタリングの結果から窺われる債権者らの小中学校における実際の被ばく量の程度を考慮すると、債権者らの生命身体に対する切迫した危険性があるとまでは認められない。債権者らは、内部被ばくの危険性に関し、債権者らが放射性希ガスの吸入や放射性物質で汚染された土壌と野菜の摂取による内部被ばくの危険性にさらされていると主張し、内部被ばくによる癌や心臓病の発生等の危険性について言及する意見書（甲49、甲72、甲73、甲75、甲76、甲81、甲82等）を提出している。これらの意見が指摘する放射線の内部被ばくの危険性は決して軽視することができるものではないが、個々の債権者らについて、その具体的な内部被ばくの有無及び程度は明らかにされていない。のみならず、内部被ばくは、体内に入った放射性物質により長期間にわたって受ける被ばくであり、債権者らが求めている「測定高さが50センチメートルまたは1メートルのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト／時以上の地点の学校施設」における「債務者の債権者らに対する教育活動の実施の差止め」等と、債権者らの内部被ばくの危険性の防止又は除去との具体的な因果関係も明らかではない。したがって、これらの意見書は、直ちに債権者らの本件仮処分に係る被保全権利の存在を裏付けるに足りるものではない。債権者らは、福島原発事故発生から積算した被ばく量をも考慮すべきである旨主張するが、過去の被ばくそれ自体は、本件申立てにより防止することができる性質のものではない。そして、100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないことや、4月19日付け文科省通知において年間20ミリシーベルトが暫定的な目安とされていたことを踏まえると、過去の被ばく量と併せて年間1ミリシーベルトを超える被ばく量が見込まれるとしても、これにより



直ちに生命身体に対する切迫した危険性が発生するとまでは認めることはできない。したがって、結局、債権者ら各人について、現時点で、警戒区域でも計画的避難区域でもない郡山市に居住し、債権者らと同じ小中学校に通学する他の児童生徒の意向を問うことなく、一律に教育活動の差止めを求めるだけの生命身体に対する具体的に切迫した危険性があることを認めるに足りる疎明はない。

才 さらに、その損害を避けるのに他に代替手段がないかどうかについて検討すると、債務者においては、校庭の表土除去や、児童生徒の屋外活動の制限など、債権者らを含む児童生徒が債務者の設置する小中学校等において受け放射線量の低減化に向けた措置をとっていること及び債務者におけるこれらの措置は一定の効果をあげていることは、上記認定事実のとおりである。また、区域外通学の要件は、児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と就学予定の小中学校を設置した市町村の教育委員会との協議、就学予定の小中学校を設置した市町村の教育委員会の承諾及びその承諾を証する書面を住所の存在する市町村の教育委員会に届け出ることであり、その要件は厳格なものではなく、現に平成23年8月25日の時点で、郡山市では、震災を理由に区域外通学をしている郡山市に住所をもつ児童生徒で、通学先の学校を設置した市町村の教育委員会等と債務者教育委員会との間で学校教育法施行令第9条の協議が整っている者は523名存在している。また、債権者らにおいて、郡山市内に住所を構えたまま区域外の小中学校に通学することが困難である特段の事情の疎明はない。のみならず、学校教育法施行令第8条により、保護者の申立てにより郡山市内の現住所から通学先を郡山市内の別の小中学校に変更することも制度上可能である。したがって、債務者において今後さらに除染作業を進め、屋外活動を制限する等の措置を進めることにより、又は債権者らにおいて区域外通学等をすることにより、債権者らに対する損害を避けることができると考えられるのであり、これらの措置と本件申



立てに係る措置とを比較考量すると、債権者らの求める教育活動の実施の差止め等は、債権者らに対する損害を避けるための唯一の手段であるとは認められない。

3 結論

以上によれば、本件申立てのうち、0.2マイクロシーベルト／時以上の地点の学校施設における教育活動の実施の差止めを求める申立て部分は、その要件についての疎明が十分ではないから理由がない。そして、これと表裏の関係にある0.2マイクロシーベルト／時未満の地点の学校施設における教育活動の実施を求める申立て部分も理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成23年12月16日

福島地方裁判所郡山支部

裁判長裁判官 清 水 韶

裁判官 安 福 幸 江

裁判官 遠 山 敦 士